

第3期古賀市地域福祉計画・第6次古賀市地域福祉活動計画
第5回策定委員会 議事録

1. 日時 令和5年10月25日(水) 19時から21時10分まで
2. 場所 サンコスモ古賀 201・202研修室
3. 出席委員 酒井 康江委員長、村山 浩一郎副委員長、青谷 郁夫委員、
占部 義広委員、菊池 晶誉委員、齋藤 圭英委員、
中村 輝子委員、仁部 一布委員、松澤 麻美子委員、
安松 聖高委員、山本 裕子委員

事務局

(古賀市)

保健福祉部長	宮上 洋子
福祉課長	澤木 孝之
福祉課福祉政策係長	石倉 明
福祉政策係主任主事	曾木 敦史
福祉相談係長	吉武 淳子

(古賀市社会福祉協議会)

常務理事	高原 朱美
事務局長	加藤 伊知郎
総務・地域課長	多田 祐二
総務・地域課地域福祉係	山本 康介
総務福祉係主任	秋山 実里

4. 欠席委員 岩隈 浩平委員、清水 清子委員、田川 廣子委員
5. 傍聴者 なし
6. 報告・議事
 - (1) 計画の構成について
 - (2) 第3期古賀市地域福祉計画・第6次古賀市地域福祉活動計画概要について
 - 第4章 具体的な取組について
 - 3 基本目標Ⅲ
 - 4 重層的支援体制整備事業の取組

- 第5章 成年後見制度利用促進基本計画の概要
- 第6章 いのち支える自殺対策計画の概要
- 第7章 計画の推進について

7. 資料

- 〔資料1〕 計画の構成について
- 〔資料2〕 第4章 具体的な取組について
 - 3 基本目標Ⅲ
 - 4 重層的支援体制整備事業の取組
- 〔資料3〕 第5章 成年後見制度利用促進基本計画
- 〔資料4〕 第6章 いのち支える自殺対策計画
- 〔資料5〕 第7章 計画の推進について

8. 署名

委員長	
委員長の指名する 出席委員	

9. 会議内容

(1) 計画の構成について

〔資料1〕

事務局より、計画の構成について、修正箇所を説明。

(意見なし)

(2) 第3期古賀市地域福祉計画・第6次古賀市地域福祉活動計画概要について

〔資料2〕

事務局より、具体的な取組について、基本目標Ⅲ、重点的支援体制整備事業の取組について、修正箇所を説明。

【質疑】

○ 地域社会の実現に向けた包括的な相談支援体制の図で「②地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制」と「③多機関の協働による包括的な相談支援体制」を一体的に表現できないか。図の中心には支援が必要な市民をおくのはどうか。

「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の図」と「重層的支援体制整備の概念図」のつながりが難しい。

→ 厚生労働省の示したイメージ図を基に作成している。相談者や支援者の位置については検討する。

→ 国のパッケージとして取り組むべき事業が盛り込まれている図。今回の計画をもとに、事業に取り組むことで支援体制の構築や理解に繋がるものであると認識している。

○ 重層的支援体制整備事業の図のうち地域づくり事業の実施主体はどこか。

→ 既存のさまざまな地域づくりをまとめて表現した事業なので、活動ごとに実施主体は異なることから明記していない。

【委員意見】

○ 支援が必要な市民を心配する市民→心配者という記載があると良い。

○ 主な取組の文中、社会福祉協議会と古賀市に「つなげます」「繋がります」と表現があるが統一してはどうか。

→ 修正・統一する。

- 各事業の根拠法について、(法第～)という記載になっているが、(1)を(社会福祉法第～)とし、(2)～(5)は(同法第～)としてはどうか。
- 修正する。

[資料3]

事務局より、第5章成年後見制度利用促進基本計画の概要について説明。

【質疑】

- 中核機関の設置について、古賀市や社会福祉協議会の役割など、より具体的な記載はできないか。
- 現時点では「令和6年度末までに設置」は明確であるが、運用形態や内容については、今後、市の状況に応じた中核機関の設置を検討することを踏まえた構成になっている。

- 古賀市の現状について、(1)で成年後見制度利用者数は令和3年12月となっているが、最新のデータがいいのでは。
- 令和5年9月30日時点のデータに修正する。

- 3.(1)で協議会等とあるが、どのような協議会のことか。文章後半の社会福祉協議会と混同するので表現を変更してはいいかがか。
- 現在の地域ケア推進会議や権利擁護推進委員会を示している。ここに司法の分野を加えた協議会を設置することとなっている。社会福祉協議会ではないため、表記を変更する。

- 成年後見制度利用支援事業について、「事業の対象者及び助成額については、成年後見制度の需要を十分に調査し随時見直し」と記載しているが、市長申立の実績は年1件となっている。需要調査や見直しはできるのか。
- 市長申立が好ましい案件が増加しており、令和5年度は既に4件の市長申立に着手している。今後も市長申立は増加するものと予測されるため、制度の需要調査、随時見直しとしている。

【委員意見】

- 成年後見制度利用支援事業について、古賀市は市長申立に関する要綱をインターネットで検索するのが難しい。

→ 要綱名は「古賀市後見等開始に係る市長の審判請求の手續に関する規則」となっている。この要綱名で検索をお願いしたい。

○ 成年後見制度利用支援事業について、中核機関に受任者調整機能を持たせるのであれば、市長申立要件を撤廃しないと調整は難しいと思う。

→ 受任者調整機能を持たせる時には、成年後見制度利用支援事業の市長申立要件についての見直しが必要だと認識している。

○ 後見人に選出された人の業態（弁護士、市民後見人など）の推移を掲載してはどうか。

→ 掲載については検討する。

○ 法人後見に登録している市民が、個人受任の市民後見人となれるように育成していく、と記載してはどうか。

→ 表現を含めて検討する。

[資料4]

事務局より、第6章いのち支える自殺対策計画の概要について説明。

【質疑】

○ 重点施策について。前回の計画にあった「子ども・若者への対策」がないのはなぜか。重点施策に「子ども・若者への対策」は記載されていないが、基本施策にある子ども関連の取組として、実施される認識で良いか。

→ 地域自殺実態プロファイルの結果では、重点項目は3項目であることから記載していない。基本施策の中で取り組んでいく。

○ 「自殺総合対策推進センター」とあるが、「地域自殺対策推進センター」の認識で良いか。

→ 正式な名称については確認し、次回報告する。

○ 古賀市のスクールカウンセラーなどの運用状況（人員配置）はどうかになっているか。活動があるのなら専門的な記載を加筆検討してほしい。

→ スクールソーシャルワーカーは市で1人配置している。スクールカウンセラーの配置については確認し、次回報告する。

【委員意見】

- 重点施策の「勤務・経営に関する対策」について、取組を具体的に表現できないか検討してほしい。産業医はストレスケアに力を入れているので、「産業医と連携を図りつつ」などの表現も良いのでは。
→ 記載する方向で検討する。

- 自殺の危機経路の説明で、直接的な要因は「うつ状態」と記載があるが、「うつ状態」ではなく、「うつ病」である。
→ 「うつ病」に修正する。

- ゲートキーパーには、最後に自殺を選択する人をとめる役割の側面がある。呼称について、ゲートキーパーだけでなく、最後の砦のような表現はできないだろうか。
→ 表現を含めて検討する。

- 高齢者への対策で、取組の視点に「自らの価値や存在意義を肯定できる感情（自己肯定感）」とあるが、寄り添った表現に変えると良い。
→ 表現を含めて検討する。

- 2ページの図が白黒印刷でも判別しやすいように、実線や破線などに修正しておいてはどうか。
→ 記載方法を検討する。

〔資料5〕

事務局より、第7章計画の推進について説明。

【委員意見】

- 地域福祉計画は開発的なものであり、策定段階においてはきちんと示されていない場合もある。そのため、計画策定後も外部の意見を聞ける場があると良いのではないか。
→ 本計画における施策・事務事業は、第5次古賀市総合計画のアクションプランに位置づけられており、アクションプランにおける予算編成、行政評価を効果的に連動させ進行管理を行う。また、このアクションプランは、有識者や市民などで構成する政策検証会議において、各事業の現状、課題等について検証を行うこととしている。

その他

- ・議事録について
署名については酒井委員長と齋藤委員にお願いします。
- ・次回開催日程 11月13日(月) 19時～